

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属編

目次

附属第Ⅰ編 基幹事業.....	- 1 -
イ 社会資本整備総合交付金事業.....	- 1 -
イー１ 道路事業.....	- 1 -
イー２ 港湾事業.....	- 1 -
イー３ 河川事業.....	- 1 -
イー４ 砂防事業.....	- 3 -
イー５ 地すべり対策事業.....	- 3 -
イー６ 急傾斜地崩壊対策事業.....	- 3 -
イー７ 水道・下水道事業.....	- 4 -
イー８ その他総合的な治水事業.....	- 6 -
イー９ 海岸事業.....	- 6 -
イー１０ 都市再生整備計画事業.....	- 7 -
イー１１ 広域活性化事業.....	- 8 -
イー１２ 都市公園・緑地等事業.....	- 8 -
イー１３ 市街地整備事業.....	- 9 -
イー１４ 都市水環境整備事業.....	- 11 -
イー１５ 地域住宅計画に基づく事業.....	- 11 -
イー１６ 住環境整備事業.....	- 11 -
イー１７ 地域公共交通再構築事業.....	- 14 -
ロ 防災・安全交付金事業.....	- 15 -
ロー１ 道路事業.....	- 15 -
ロー２ 港湾事業.....	- 15 -
ロー３ 河川事業.....	- 15 -
ロー４ 砂防事業.....	- 17 -
ロー５ 地すべり対策事業.....	- 17 -
ロー６ 急傾斜地崩壊対策事業.....	- 17 -
ロー７ 水道・下水道事業.....	- 17 -
ロー８ その他総合的な治水事業.....	- 20 -
ロー９ 海岸事業.....	- 21 -
ロー１０ 都市再生整備計画事業.....	- 22 -
ロー１２ 都市公園・緑地等事業.....	- 22 -
ロー１３ 市街地整備事業.....	- 23 -
ロー１４ 都市水環境整備事業.....	- 24 -
ロー１５ 地域住宅計画に基づく事業.....	- 25 -
ロー１６ 住環境整備事業.....	- 25 -
附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件.....	- 28 -
第１章 基幹事業	- 28 -

イー１３－（９）津波復興拠点整備事業.....	237 -
イー１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業.....	239 -
イー１３－（１１）集約都市開発支援事業.....	247 -
イー１３－（１２）無電柱化まちづくり促進事業.....	251 -
イー１４ 都市水環境整備事業.....	252 -
イー１４－（１）都市水環境整備下水道事業.....	252 -
イー１４－（２）統合河川環境整備事業.....	252 -
イー１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業.....	253 -
イー１５ 地域住宅計画に基づく事業.....	254 -
イー１５－（１）地域住宅計画に基づく事業.....	254 -
イー１６ 住環境整備事業.....	258 -
イー１６－（１）市街地再開発事業.....	258 -
イー１６－（２）優良建築物等整備事業.....	267 -
イー１６－（３）市街地総合再生施設整備.....	285 -
イー１６－（４）基本計画等作成等事業.....	288 -
イー１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業.....	295 -
イー１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業.....	295 -
イー１６－（７）都市再生総合整備事業.....	299 -
イー１６－（８）住宅市街地総合整備事業.....	299 -
イー１６－（９）街なみ環境整備事業.....	337 -
イー１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業.....	345 -
イー１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業.....	361 -
イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業.....	363 -
イー１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業.....	364 -
イー１６－（１２）-②住宅・建築物アスベスト改修事業.....	374 -
イー１６－（１２）-③がけ地近接等危険住宅移転事業.....	376 -
イー１６－（１２）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業.....	379 -
イー１６－（１２）-⑤建築物火災安全改修事業.....	380 -
イー１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業.....	382 -
イー１６－（１４）削除.....	383 -
イー１６－（１５）削除.....	383 -
イー１６－（１６）削除.....	383 -
イー１６－（１７）都市・地域再生緊急促進事業.....	383 -
イー１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業.....	384 -
イー１６－（１９）集約都市開発支援事業.....	384 -
イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業.....	384 -
イー１７ 地域公共交通再構築事業.....	387 -
イー１７－（１）地域公共交通再構築事業.....	387 -
ロ 防災・安全交付金事業.....	390 -
ロー１ 道路事業.....	390 -
ロー１－（１）道路事業.....	390 -
ロー２ 港湾事業.....	392 -

イー１３－（５）②都市再生総合整備事業（拠点整備型）に係る基礎額	..	612	-
イー１３－（６）都市再生区画整理事業に係る基礎額		613	-
イー１３－（７）削除		620	-
イー１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額		620	-
イー１３－（９）津波復興拠点整備事業に係る基礎額		632	-
イー１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額	..	632	-
イー１３－（１１）集約都市開発支援事業に係る基礎額		633	-
イー１３－（１２）無電柱化まちづくり促進事業に係る基礎額		634	-
イー１４ 都市水環境整備事業		635	-
イー１４－（１）都市水環境整備下水道事業に係る基礎額		635	-
イー１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額		635	-
イー１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額		635	-
イー１５ 地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額		636	-
イー１５－（１）地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額		636	-
イー１６ 住環境整備事業に係る基礎額		639	-
イー１６－（１）市街地再開発事業に係る基礎額		639	-
イー１６－（２）優良建築物等整備事業に係る基礎額		644	-
イー１６－（３）市街地総合再生施設整備に係る基礎額		652	-
イー１６－（４）基本計画等作成等事業に係る基礎額		652	-
イー１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額		654	-
イー１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業に係る基礎額		654	-
イー１６－（７）都市再生総合整備事業に係る基礎額		655	-
イー１６－（８）住宅市街地総合整備事業に係る基礎額		655	-
イー１６－（９）街なみ環境整備事業に係る基礎額		666	-
イー１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業に係る基礎額		668	-
イー１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業に係る基礎額	..	669	-
イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額		670	-
イー１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額		670	-
イー１６－（１２）-②住宅・建築物アスベスト改修事業の基礎額		676	-
イー１６－（１２）-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等	... -	676	-
イー１６－（１２）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業に係る基礎額	-	678	-
イー１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業に係る基礎額		680	-
イー１６－（１４）削除		680	-
イー１６－（１５）削除		680	-
イー１６－（１６）削除		680	-
イー１６－（１７）都市・地域再生緊急促進事業に係る基礎額		680	-
イー１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額	..	681	-
イー１６－（１９）集約都市開発支援事業に係る基礎額		681	-
イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業に係る基礎額		681	-
イー１７ 地域公共交通再構築事業に係る基礎額		683	-
イー１７－（１）地域公共交通再構築事業に係る基礎額		683	-
ロ 防災・安全交付金事業		685	-

- 1 交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物アスベスト改修事業（都道府県が所有する建築物を対象とする事業を除く。）並びに住宅・建築物アスベスト改修事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

ただし、アスベスト含有調査等に関する事業については、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものを交付対象事業とし、アスベスト除去等に関する事業については、その事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものを交付対象事業とする。

- 2 交付金の交付対象となる事業は、令和7年度末までに着手したものを対象とする。ただし、市区町村が所有する建築物については、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む。）を整備している地方公共団体管内に存するものに限る。また、アスベスト含有調査等にあつては、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

イ 市区町村が所有する建築物を対象としたアスベスト含有調査等にあつては、平成29年度末までに事業主体が作成するアスベスト含有調査等に関する計画に記載された建築物であること。

ロ 民間建築物に対するアスベスト含有調査等にあつては、次の(1)及び(2)の要件を満たすものであること。

(1) 事業主体において、平成29年度末までに業界団体等の参加する連絡会議を設置すること（準備会議の開催等、連絡会議への着手を含む。）。

(2) アスベストの含有の有無に係る調査の対象となる住宅・建築物が、アスベスト対策に係る建築物のデータベースに記載されたものであること。

イー 16 - (12) - ③がけ地近接等危険住宅移転事業

1. 定義

- 1 がけ地近接等危険住宅移転事業とは、危険住宅の移転を促進するため、事業主体が事業推進経費に係る事業を行い、危険住宅の移転を行う者に対し、次に掲げる経費について補助する事業（以下イー 16 - (12) - ③関係部分において「移転事業」という。）をいう。

イ 危険住宅の除却等に要する経費

ロ 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費

- 2 イー 16 - (12) - ③において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 危険住宅

がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のイからニまでのいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）、次のホの区域に存する既存の住宅（次号の許可基準に適合しないものに限る。）又は次のイからトまでのいずれかの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

- イ 建築基準法第 39 条第 1 項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（以下 7. において「災害危険区域」という。）
- ロ 建築基準法第 40 条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域
- ハ 都市計画法第 12 条の 4 に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域
- ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下この項において「土砂災害防止法」という。）第 9 条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下 7. において「土砂災害特別警戒区域」という。）
- ホ 特定都市河川浸水被害対策法第 56 条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域
- ヘ 土砂災害防止法第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、ニに掲げる区域に指定される見込のある区域
- ト 事業着手時点で過去 3 年間に災害救助法の適用を受けた区域
- 二 許可基準
特定都市河川浸水被害対策法第 68 条に基づき前号ホの区域について定められた許可の基準をいう。
- 三 事業推進経費
事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用をいう。

2. 事業主体

- 1 本事業は、市町村が行う。
- 2 都道府県は、市町村が本事業を行うことが困難な場合その他特別の事情がある場合において本事業を行うことができる。

3. 事業計画

- 1 事業主体は、移転事業を行おうとするときは、事業計画を策定しなければならない。この場合において、市町村が事業主体であるときは都道府県と、都道府県が事業主体であるときは関係市町村と、あらかじめ協議しなければならない。
- 2 事業計画は、移転事業を実施しようとする地区ごとに作成するものとし、移転事業の対象となる危険住宅に関する次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
 - イ 戸数
 - ロ 移転方法の概要
 - ハ 移転費用の概要
 - ニ 移転計画
 - ホ 跡地計画
- 3 事業計画は、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止事業、防災のための集団移転促進事業等との調整を図って定められなければならない。

4. 事業計画の周知徹底等

- 1 事業主体は、事業計画を作成したときは、すみやかに当該事業計画を移転事業の対象となる危険住宅の居住者に周知徹底させなければならない。
- 2 事業主体は、事業計画の達成に係る実績を公表しなければならない。

5. 移転の促進

事業主体は、事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導等を行い、移転の促進を図らなければならない。

6. 危険住宅の除却等

- 1 移転事業の対象となる危険住宅については、原則として除却するものとする。
- 2 移転事業の対象となる危険住宅に代わる住宅については、原則として別の危険住宅の購入・改修によるものであってはならない。

7. 交付対象事業等

- 1 交付金の交付の対象となる事業等は、表イ－１６－(１２)－２に掲げるものとする。

表イ－１６－(１２)－２ かけ地近接等危険住宅移転事業に係る交付対象事業の内容等

経費	施行者	交付対象事業の内容
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費 (建物助成費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業
事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等

- 2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 一 土砂災害特別警戒区域外に存すること
 - 二 災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第3条第1項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。)外に存すること
 - 三 都市再生特別措置法第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと
 - 四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

8. 雑則

この要綱の施行(令和6年4月1日)の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。